

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名	「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	28,148	
		内訳	国	—
			県	28,148
			その他	—
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート （3）集落営農組織における若手人財の受入態勢整備  《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費	
		1 ソフト定額	1 補助限度額 1,000千円/地域	
		2 ソフト定額 ハード 1/2	2 モデル集落 当たりの上限額 1,500千円	
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。				
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業
別	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	--

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。
----------	--

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	21,625	
		内訳	国	21,625
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha ( " 10ha)	施設野菜 5ha ( " 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9481)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	8,787	
		内訳	国	8,787
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha ( " 3ha)
大豆	20ha ( " 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5081、直通017-734-9480)
------	------------	----	--

目的	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備、高温対策に係る資材・機材などに対して助成する。		
事業の趣旨	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や耐雪型ハウスの導入に係る資材費を支援する。 また、高温対策資材や機材等の導入に係る経費を支援する。	予算額(千円)	20,000	
		内訳	国	—
			県	20,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パ イプハウス自動開閉装置、かん水装置等</p> <p>(2) 施設園芸型 耐雪型ハウスの導入（税抜、資材費のみ）</p> <p>(3) 高温対策型 品質向上や出荷量の増加に向けた遮光資材、機能性フイ ルム、循環扇、LEDランプ等</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、 認定新規就農者等</p>	補助率	標準事業費	
		(1), (2) 1/4以内	— ※上限事業 費有り	
<p>【採択要件】</p> <p>1 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目とする。</p> <p>2 省力化型の場合</p> <p>(1) 作業時間を10パーセント以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ヘクタール、施設栽培はおおむね1ヘクタール以上の産地であること</p> <p>(2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること</p> <p>3 施設園芸型の場合</p> <p>(1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること</p> <p>(2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール以上であること</p> <p>(3) 栽培面積が増加すること</p> <p>(4) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30アール以上であること。ただし、省力化型と同時に施設を導入する場合は、1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培の取組面積が20アール以上であること いずれの場合も、導入するハウスが1棟当たりおおむね330㎡以上であること</p> <p>4 高温対策型の場合</p> <p>(1) 生産性が向上するものであること</p> <p>(2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加または秀品率を5ポイント以上増加させること</p>				
実施期間	令和6～8年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント	環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 (1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 (2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 (3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動 【具体的な取組例】 ①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 ②環境負荷低減型飼料の給与 ③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制 ④バイオ炭の農地施用 ⑤生分解性マルチの利用 ⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入  2 認定のメリット (1) 設備投資の際の所得税・法人税の優遇 (2) 国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇 (3) 日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用  <<申請主体>> 個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 1 上記1の(1)の場合は、土壌診断結果を添付すること。				
実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善
実施主体別	県 / 農協	

事業名	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業（県単・継続）			
アピールポイント	酪農の経営基盤を強化するため、暑熱対策の向上及び将来の酪農経営を支える高能力な乳用後継牛の生産支援を行う。 また、高校生等を対象に畜産施設見学会や実践的な学習機会の提供を行う。			
事業の趣旨	本県の酪農経営は、配合飼料価格の高騰や猛暑による生産性の低下等により経営が悪化していることから、飼養管理技術の向上に向けた巡回指導や新たな暑熱対策技術の実証試験を実施するとともに、生産効率のよい高能力な乳用後継牛生産を支援する。 また、将来の畜産人財に対して畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。	予算額(千円)	16,897	
		内訳	国	—
			県	16,897
			その他	—
事業の内容等	1 飼養管理技術の向上 (1) 飼養管理指導の実施 ・巡回指導や飼養管理技術研修会の開催 ・農協や県職員を対象とした指導力強化研修の実施 (2) 低コストな暑熱対策技術の実証試験 ・ドローンを活用した牛舎への遮熱材の塗布  2 高能力な乳用後継牛の生産 高能力な牛群を早期に整備するため、ゲノミック解析、性選別精液を活用した後継牛の生産へ支援する。 【補助率 1/2 以内、上限額 5,000 円/頭又は本】  3 未来を見据えた人材確保 (1) 酪農・畜産の認知度向上 ・高校生等を対象とした施設見学の実施 (2) 農業高校生向けの実践的な学習機会の提供 ・家畜審査研修の実施 ・受精卵移植等の最新技術活用による興味関心の醸成	補助率	標準事業費	
		2 1/2 以内	上限額 5,000 円	
実施期間	令和6年度～8年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4815、直通017-734-9496)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別		県 / 市町村

事業名		経営発展支援事業（国庫・継続）		
アピールポイント		新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を支援する。		
事業の趣旨	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	122,804	
		内訳	国	82,054
			県	40,750
			その他	—
事業の内容等	<p>1 通常枠 機械・施設、家畜導入、果樹の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援</p> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者であること</li> <li>経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること</li> <li>目標地図に位置付けられること（見込みを含む）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること</li> <li>本人負担分について、金融機関から融資を受けていること</li> </ul> <p>2 特別枠（地域計画早期実現枠） 上記1に加え、機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組を支援</p> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者又は認定農業者であること</li> <li>将来像が明確化された地域計画（農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域）又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられること（見込みを含む）</li> <li>青色申告を行うこと</li> <li>本人負担分について、金融機関から融資を受けていること</li> </ul>	補助率	標準事業費	
		3/4以内	補助上限750万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限375万円	
		3/4以内又は1/2以内	補助上限900万円 ※経営開始資金との併用不可	
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練
実施主体別	県 / 市町村 / 公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	就農準備資金・経営開始資金（国庫・継続）			
アピールポイント	研修を受ける就農希望者や就農直後の新規就農者に対して資金を交付する。			
事業の趣旨	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階に資する就農準備資金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付する。	予算額(千円)	487,130	
		内訳	国	487,130
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 就農準備資金 就農のための研修を受ける者に対して資金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：就農希望者（就農予定時、原則50歳未満）</li> <li>交付期間：最長2年間（海外研修を行う場合は1年間延長可）</li> </ul> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと</li> <li>研修機関等で概ね1年以上、年間1,200時間以上研修を受けること</li> <li>常勤の雇用契約を締結していないこと</li> <li>原則、前年の世帯所得が600万円以下であること</li> </ul> <p>2 経営開始資金 新たに農業経営を開始する者に対して資金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：認定新規就農者（就農時、原則50歳未満）</li> <li>交付期間：最長3年間</li> </ul> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立・自営就農する認定新規就農者であること</li> <li>経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること</li> <li>経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること</li> <li>目標地図に位置づけられること（見込みを含む）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること</li> <li>原則、前年の世帯所得が600万円以下であること</li> </ul>	補助率	標準事業費	
		定額 10/10	1人当たり 最大165万円/年	
		定額 10/10	1人当たり 最大165万円/年 ※夫婦の場合は1.5人分	
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5060、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成 機械・施設の整備	新規就農 / 研修・訓練 施設導入 / 機械購入
実施主体別	市町村 / 農協 / 法人 / 協議会等	

事業名	農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	新規就農者を呼び込むための誘致体制の整備や研修農場の整備を支援する。			
事業の趣旨	地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援する。	予算額(千円)	21,113	
		内訳	国	21,113
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 新規就農者の誘致体制の整備 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネータ設置</li> <li>・検討会開催</li> <li>・先進地視察</li> <li>・マニュアル整備</li> <li>・地域農業のPRコンテンツ作成</li> <li>・現地見学会開催</li> <li>・短期農業研修の実施</li> <li>・就農支援員の設置又は地域の先輩農業者等への依頼による就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等</li> </ul> <p>2 研修農場の整備 就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用機械・設備の導入</li> <li>・農業用ハウス等の施設整備、リノベーション</li> </ul>	補助率	標準事業費	
		定額 10/10	上限 200万円/地区 ※研修農場の整備等を併せて実施する場合は 300万円/地区	
実施期間	令和7年度～	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水
実施主体別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
		県 / 市町村

事業名	農地利用効率化等支援事業・地域農業構造転換支援対策（国庫・継続）			
アピールポイント	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者による農業用機械等の導入等を支援する。			
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)	86,563	
		内訳	国	86,436
			県	127
			その他	—
事業の内容等	<p>1 助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。)</p> <p>2 内容 (1) 農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ） 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成 (2) 地域農業構造転換支援対策 ア 地域農業構造転換支援事業 将来像が明確化された地域計画の早期実現のため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に必要な農業用機械・施設を導入等する場合に助成 イ 新規就農者チャレンジ事業 認定新規就農者（65歳未満）が早期の経営発展に必要な農業用機械・施設を導入等する場合に助成</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村</p> <p>3 市町村附帯事務費 市町村の補助金等に要する事務経費を補助</p>	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内等	補助上限 農地利用効率化等支援事業 300万円 （経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等を 目指す者は上限 600万円)	
		地域農業構造転換購入： 3/10以内 リース： 3/7以内	地域農業構造転換支援事業 個人1,500万円 法人3,000万円	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。 ※2(1)で「みどり認定」を受けた計画の取組内容に関連するものは、優先枠を設けている。</p>				
実施期間	令和4年度～	担当	2(2)イ：構造政策課 担い手育成グループ （内線5058、直通017-734-9463） 2(2)イ以外：農村活性化グループ （内線5062、直通017-734-9534）	